

国民健康保険



令和6年度の国民健康保険税の改正

平成30年度から国民健康保険制度は北海道が財政運営の主体となり、北海道全体の運営に必要な経費を道内各市町村が納付金として納め、北海道からは国保加入者の医療費の一部が交付金として市町村に入ってくる仕組みとなっています。納付金の大部分は国保加入者の国保税を財源としていますが、名寄市の国保税率では経常的な赤字が生じていたことから、北海道から示された標準保険税率に近づけるよう、また加入者の急激な負担増とならないよう令和5年度から複数年かけての改正となりました。

令和6年度国民健康保険税は以下のとおり改正となりますので、加入者の皆さまにはご理解、ご協力をお願いします。

令和6年度の国民健康保険税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
① 所得割	加入者の所得 × 8.7%	加入者の所得 × 2.5%	加入者の所得 × 1.8%
② 均等割	29,000 円 × 加入者数 14,500 円 × 未就学児数	9,000 円 × 加入者数 4,500 円 × 未就学児数	8,000 円 × 加入者数
③ 平等割	30,000 円	9,000 円	7,000 円
限度額	65 万円	24 万円	17 万円

国民健康保険証の更新

現在ご使用の保険証は7月31日（水）で失効し、使用できなくなります。新しい保険証は、7月中旬に世帯主あてに簡易書留郵便で送付します。

転居や不在などの理由により配達されなかった保険証は、市役所で保管しています。保険証が届いていない場合はお問い合わせください。

また、ほかの健康保険に加入済みで国保の保険証が届いた方は脱退手続きが必要です。手続きをされない場合は保険税がかかり続けますので必ずご連絡ください。

限度額適用認定証の更新

保険証と同様に限度額適用認定証も7月31日（水）で失効し、使用できなくなります。8月以降も限度額適用認定証が必要な場合は、8月1日（木）以降に窓口にて更新のお手続きをしてください。

ただし、保険税の納付状況によって交付できない場合もありますので事前にお問い合わせください。

● 持ち物

保険証、マイナンバーのわかるもの

（世帯外の代理人が手続きする際は委任状と身分証が必要です。）

問い合わせ	市民課医療年金係(名寄庁舎1階)	地域住民課市民係(風連庁舎1階)
	☎01654③2111(内線3114、3116、3118)	☎01655③2511(内線2118、2119)